

水の循環

水は、海や川から蒸発し、雨などで地上に降り、川を流れ海にたどり着くことで、「水循環」を形成しています。私たちはこの循環の中で、さまざまな形で水資源を利用しています。

下水道は、日々の生活の中で汚れた水を、きれいにして川や海に戻すことで、水循環の一部を担っています。

下水道の役割

▽家庭などから出る汚水を排出・処理し、きれいな水にして、街を清潔に保ちます
 ▽道路や宅地などの雨水を素早く排出します
 ▽きれいにした水を放流し、川などを保全します
 ▽処理過程で発生するガスや汚泥から作られる肥料など、新たな資源を作ります

下水道の仕組み

汚水を下水道管を通して污水处理施設に集め、処理してきれいな水によりがえらせます(下図のとおり)。



① 下水道管

家庭などから出た汚水を下水処理施設に流します。自然に流れるよう、傾いています

③ ポンプ場

深いところからポンプでくみ上げて、下水処理施設に向かって流します

⑤ 最初沈殿池

水をゆっくり流し、沈砂池で沈まなかった小さな汚れを沈めます

⑦ 最終沈殿池

活性汚泥(微生物の固まり)が入った水を流し、活性汚泥を沈めます

これらの下水道施設が老朽化すると？

道路陥没やマンホールからの汚水流出などの発生、下水処理ができなくなることによる環境汚染につながります。市の施設も老朽化が進んでおり、このような事態を防ぐため、市は、計画的に老朽化対策を進めています。

② 雨水管

側溝や雨どいから流れた雨水をそのまま川などに流します。自然に流れるよう、傾いています

④ 沈砂池

水をゆっくり流し、大きなごみや石、砂などを沈ませて取り除きます

⑥ 反応槽

汚れを吸収する微生物の働きを利用して、水をきれいにします

⑧ 消毒設備

大腸菌などの菌を消毒や滅菌して、川などに流します



見えないところで私たちの生活を支える下水道

令和7年4月から 下水道使用料を 改定します

下水道は、私たちの見えないところで生活を支える、なくてはならない施設です。しかし、現状、市の下水道事業は、污水处理の経費の6割程度しか使用料収入がなく、非常に厳しい経営状況です。安定した経営と適切な事業運営を図るため、下水道使用料の改定を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページ(ID=11983)または■総務経営課(TEL②2504)へ。

下水道事業の現状

下水道事業は、公営企業のため、独立採算が原則であり、利用者からの下水道使用料などで経営を行うことが基本となります。

市は、平成18年の市町村合併時に使用料を統一して以来、使用料の改定を行っていません。しかしながら、現在の使用料では污水处理に必要な経費を賄えておらず、財源不足分は、一般会計からの繰入金により補填しています。この繰入金は、年間8億円を超えており、一般会計の財政を圧迫しています。

使用料の使い道

使用料は、主に污水处理施設やポンプ場の運転、下水道管の清掃や補修等の施設の維持管理などに充てられています。

今後、下水道未普及地域へ



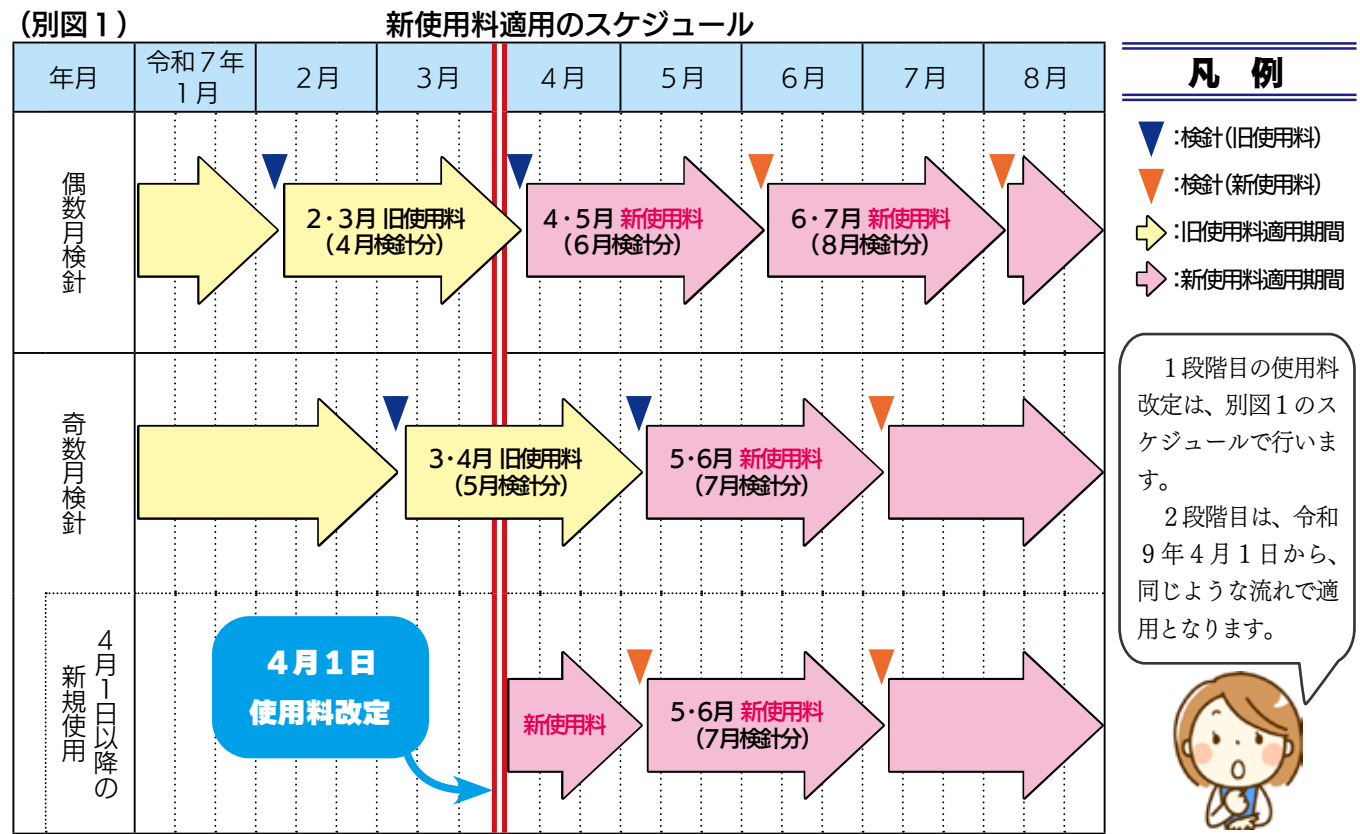
の新規下水道管整備と老朽化した施設の更新などを進める必要があります。財源確保が課題となっています。

使用料改定の経緯

厳しい経営状況の中、令和2年10月に設置した「渋川市上下水道事業の経営に関する協議会」において経営改善に向けた協議を続け、令和5年9月に当協議会から使用料改定に関する提言書が提出されました。また、令和6年3月に「渋川市下水道事業等経営戦略」の見直しを実施しました。これらに基づき改定内容の検討を続け、令和6年12月市議会定例会において、使用料改定のための議案が可決され、使用料の改定が決定しました。

今回の改定は、事業経営の健全化と利用者負担の適正化を図り、安定した経営を今後も続けるために、使用料の引き上げを行うものです。

ただし、使用者の急激な負担増加を緩和させるため、2段階に分けて行います。ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



下水道使用料の計算方法

2カ月に1回の検針で2カ月分の使用水量を把握し、1カ月当たりの使用水量を算出します(例:使用水量85㎡の場合、42㎡の使用月と43㎡の使用月とします)。これらを、別表1の基本使用料と超過使用料(使用水量×区分ごとの単価)に当てはめ、1カ月分ずつの使用料を算出。合計することで下水道使用料が計算できます。

$$\frac{\text{下水道使用料(税込)}}{2\text{カ月分}} = \left\{ \frac{\text{基本使用料} + \text{超過使用料}}{1\text{カ月目}} + \frac{\text{基本使用料} + \text{超過使用料}}{2\text{カ月目}} \right\} \times 1.10$$
消費税

(別表2) 改定前後の下水道使用料の計算例(2カ月で40㎡使用した場合)

区分	下水道使用料 (2カ月・税込)	改定前からの増額分 (2カ月・税込)	計算方法
改定前	4,026円	—	【基本使用料】 630円 【超過使用料】 100円×12㎡=1,200円 【合計(2カ月・税込)】 { (630円+1,200円) + (630円+1,200円) } × 1.10 = 4,026円
改定後	1段階目 4,358円	332円	【基本使用料】 685円 【超過使用料】 108円×12㎡=1,296円 【合計(2カ月・税込)】 { (685円+1,296円) + (685円+1,296円) } × 1.10 = 4,358円
	2段階目 4,664円	638円	【基本使用料】 740円 【超過使用料】 115円×12㎡=1,380円 【合計(2カ月・税込)】 { (740円+1,380円) + (740円+1,380円) } × 1.10 = 4,664円

使用料の概要

下水道使用料は、基本使用料と超過使用料の合計額に消費税額を加算した金額です。
※使用料の計算方法については、右下の2次元コードか次ページを参考にしてください

■基本使用料とは
使用水量にかかわらず、契約する全ての人が負担する定額の使用料です。

■超過使用料とは
1カ月の使用水量が8立方メートルを超えた場合に、1立方メートルごとに加算される使用料です。
※使用水量ごとに単価が異なります
※1カ月の使用水量が8立方メートル以下の場合、超過使用料はかかりません

使用料改定の内容

基本使用料と超過使用料の単価をそれぞれ変更します。
また、使用量が少ない人の負担を軽減できるよう、超過

使用料の区分を一部変更します。

変更前区分 「9立方メートルから40立方メートルまで」
変更後区分 「9立方メートルから20立方メートルまで」と「21立方メートルから40立方メートルまで」の2つに細分化
※料金表は別表1のとおり

2段階に分けて改定します

急激な負担の増加は、市民生活への影響が大きいため、2段階に分けて改定を行います。1段階目は令和7年4月1日から適用され、使用料全体で約9割、2段階目は令和9年4月1日から適用され、使用料全体で現在から約17%引き上げられます。
なお、新使用料が適用される日以前から使用している人については、6月検針分から新使用料が適用されます。
詳しいスケジュールは、次ページの別図1を確認してください。

(別表1) 下水道使用料金表 (税抜)

区分	使用料区分	使用水量	使用料		
			改定前 (~ R7.3.31)	1段階目 (R7.4.1 ~)	2段階目 (R9.4.1 ~)
公共下水道、 農業集落排水、 污水处理施設 (コミプラ)	基本使用料 (月額)	8㎡まで	630円	685円	740円
		個別排水浄化槽	286円	341円	396円
全区分共通	超過使用料 (1㎡につき)	9~20㎡まで	100円	108円	115円
		21~40㎡まで		109円	118円
		41~100㎡まで	113円	124円	134円
		101㎡以上	125円	137円	148円
温泉污水	1㎡につき		13.34円	14.5円	16円
臨時用			194円	211円	228円

※污水处理施設(コミプラ)の工場用区分は変更なし
※温泉污水とは、温泉排水で下水道を使用する場合をいいます
※臨時用とは、工事用、一時用その他これに類するもので、下水道を使用する場合をいいます

下水道使用料改定の内容とスケジュール



▲使用料についてはこちら